



平成 26 年 10 月 10 日

各 位

会社名 株式会社 島忠  
代表者名 代表取締役社長 山下 視希夫  
(コード番号 8 1 8 4 東証第 1 部)  
問合せ先 経理部部長 折本 和也  
(TEL 0 4 8 - 6 2 3 - 7 7 1 1)

自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ  
(会社法第 165 条第 2 項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当社は、平成 26 年 10 月 10 日開催の取締役会において、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とし、資本効率の向上を図るため。

2. 取得に係る事項の内容

- |               |  |
|---------------|--|
| (1)取得する株式の種類  | 当社普通株式   |
| (2)取得する株式の総数  | 120 万株 (上限)<br>(発行済株式総数 (自己株式を除く) に対する割合 2.4%) |
| (3)株式の取得価額の総額 | 3,000 百万円 (上限)                                 |
| (4)取得する期間     | 平成 26 年 10 月 14 日 ~ 平成 27 年 4 月 30 日           |
| (5)取得方法       | 東京証券取引所における市場買付                                |

(ご参考)

平成 26 年 9 月 30 日時点の自己株式の保有状況  
発行済株式総数 (自己株式を除く) 49,530,461 株  
自己株式数 1,858,643 株

以上